

# 案

## 建築物省エネ法 エネルギー消費性能適合判定 審査手数料 【非住宅部分】

(単位:円)

区分  (面積)	<b>【モデル建物法】</b> 法第11・12条エネルギー消費性能 適合判定審査手数料	
		工場等減額措置 (※エネルギー消費性能の評価等なし施設共)
300 ~ 2000未満	176,500	45,700
2,000 ~ 5000未満	285,600	115,100
5,000 ~ 10000未満	372,800	173,300
10,000 ~ 25000未満	448,000	215,300
25,000 ~	525,500	267,000

(※増改築用)

(法12条2項又は13条3項関係)

※変更適判は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) (※低炭素建築物認定と同様)

(法施行規則 (平成27年国土交通省令第5号) 第11条第1項関係)

※軽微変更該当証明手数料は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

区分  (面積)	<b>【標準入力法・主要室入力法】</b> 法第11・12条エネルギー消費性能 適合判定審査手数料	
		工場等減額措置 (※エネルギー消費性能の評価等なし施設共)
300 ~ 2000未満	444,700	52,100
2,000 ~ 5000未満	634,600	123,200
5,000 ~ 10000未満	781,600	182,200
10,000 ~ 25000未満	923,800	225,000
25,000 ~	1,053,800	278,300

(※増改築用)

(法12条2項又は13条3項関係)

※変更適判は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) (※低炭素建築物認定と同様)

(法施行規則 (平成27年国土交通省令第5号) 第11条第1項関係)

※軽微変更該当証明手数料は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)